

令和6年度

生活諸規定

奥州市立江刺第一中学校

江刺第一中学校生徒会憲章

私達、江刺第一中学校生徒会員は、江刺第一中学校生徒（一中生）としての自覚と誇りをもち、力を合わせて生徒会活動の活発化を図り、明るい学校を築きあげ「県下に誇れる学校」の実現を目指します。

1. 生徒会の諸活動に、創意工夫しながら、日常的に取り組めます。
2. 清潔感にあふれ、歌声の絶えない学校づくりに励みます。
3. 部活動に積極的に参加し、豊かな心とたくましい身体を培います。
4. 進んで働き、奉仕の心・思いやりの心を育てます。
5. 人とふるさとを愛し、世界への眼をひらきます。

「いじめ=0」運動

奥州市立江刺第一中学校生徒会

- ・人が嫌がること、悪口や陰口は絶対にやめよう。
- ・「これはいじめかな？」と感じたら、すぐに誰かに知らせよう。
- ・相手の立場に立って物事を考え、困っている仲間を支え、助ける言動をしよう。
- ・思いやりのある言葉遣いや態度で接しよう。
- ・自分からあいさつをし、笑顔で生活しよう。
- ・分け隔てなく仲間と接し、仲間が一人でいたら、遊びや会話に誘おう。

一中情報モラルアップ宣言

私たち一中生は「県下に誇れる学校」を目指した活動の一環として、情報モラルアップのための活動に全校で取り組んでいくことを宣言します。

1. 基本的な生活習慣を見直し、健康的な生活を心がけます。
2. 仲間への思いやりや人とのつながりの大切さを忘れずに使用します。
3. モバイルの使用を21時～22時の間には止め、全校でそれを守ります。
4. 使用のルールを家族で話し合い、それを守ります。
5. 犯罪の未然防止に努め、情報モラルを進んで学びます。

目 次

| | |
|-------------|-------------|
| 本校の教育目標 |P 1 |
| 校章 |P 2 |
| 校歌 |P 3～4 |
| 応援歌 |P5 |
| 生徒心得 |P 6～11 |
| 江刺一中服装規定 |P12～13 |
| 江刺一中制服図 |P14 |
| スクールバス通学者規定 |P15～16 |
| 自転車通学者規定 |P17 |
| 体育館・校庭使用心得 |P18 |
| 生徒会組織機構 |P19 |
| 生徒会規約 |P20～25 |
| 生徒会規約細則 |P26～27 |
| 緊急避難心得 |P28 |

教育目標

切磋琢磨し、誠実に生きる人

目指す生徒像

(1) 知識を求める生徒

- ・「学び合い」授業に仲間と取り組む生徒
- ・家庭学習に継続して取り組む生徒
- ・すすんで読書をする生徒
- ・進路実現に向けて努力する生徒

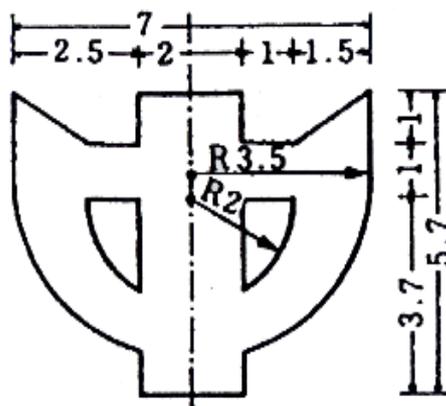
(2) 節度のある生徒

- ・時間やきまりを守って生活する生徒
- ・挨拶や礼をきちんと行う生徒
- ・服装や頭髪など身なりをきちんとする生徒
- ・思いやりの心をもった言動ができる生徒

(3) 率先実行する生徒

- ・行事や係活動など生徒会活動に主体的に取り組む生徒
- ・部活動等に意欲的に取り込む生徒
- ・掃除にすすんで取り組む生徒
- ・運動、食事、睡眠、病気の予防など健康管理を行う生徒

校章



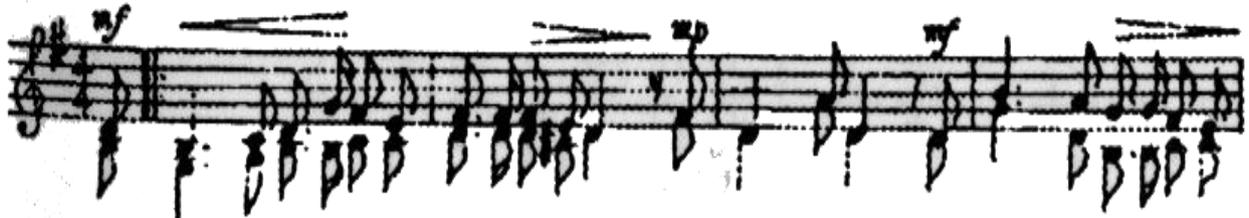
- 旧江刺市章のイメージを生かした中の字。
- 中央に太く一中の一を表わし、何事も堅実につらぬき通すたくましさを含み上部両端のとんがりは一中の飛躍発展を、下部の丸みは全体のまとまりを表わす。
- この校章のもと自信と誇りをもって前進しよう。
- 上と右の数字は図形各部の割合を示し、中の数字は弧の半径の割合と中心点を示す。

朝は朝露

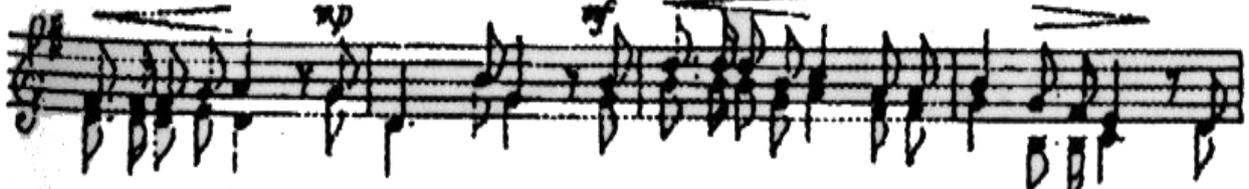
(奥州市立江刺第一中学校校歌)

巽 聖歌 作詞

平岡 均之 作曲



1. あ さ はあ さつゆ ふ みしめて ら らん ららん あ お ぐきたかみ
 き りよ くた いりく み なともK ら らん ららん み が くははなる
 ま ど をひ らけほ い なほだに ら らん ららん ひ か るてっとう



し れんぼう ら らん ららん ゆ うべはにし Kこ ま がたけ の
 だ いしぜん ら らん ららん き たかみがわ もゆ うきゅうK ゆ
 そ うでんせん ら らん ららん き さん だいか が く と り いれて そ



ぞ むさきわい わ がきょうど
 め はのびゆく ぜんせかい } えさし えさし えさし だいいち
 だ つうぶすな わ がきょうど



ちゅうが っこう

2. ち
 3. ま

1.朝は朝露 ふみしめて

(ららん ららん)

仰ぐ北上 諸連峯

ららん ららん

夕べは西に 駒ヶ岳

望む幸福 (さきわい) わが郷土

江刺 江刺

江刺第一中学校

2.智力 体力 みなともに

(ららん ららん)

磨く母なる 大自然

ららん ららん

北上川も 悠久に

夢は伸びゆく 全世界

江刺 江刺

江刺第一中学校

3.窓を開ければ 稲穂田に

(ららん ららん)

ひかる鉄塔 送電線

ららん ららん

近代科学 とりいれて

育つ産土 (うぶすな) わが郷土

江刺 江刺

江刺第一中学校

応援歌

第一応援歌

1. 思い出は思い出は

こぞのいくさぞ 胆をなめ

たきぎに臥して 雪辱を

むびも忘れず 友よいざ

たたかわんかな 時至る

2. 名にしおう名にしおう

県下の雄ぞ くないの

若き血汐は 火と燃えて

うちてしやまん 友よいざ

今や争はの 時至る

第二応援歌

1. 紺碧の空 雲わきて

くろがねの腕 光満つ

われら一中 健児らが

今ぞ示さん この力

向かうところに 敵はなし

2. 北に岩手の 山いだき

清き流れの 精をくむ

われら一中 健児らが

今ぞ示さん この力

向かうところに 敵はなし

生徒心得

私達一中生は生徒会の活動に参加すると共に、毎日の生活を自覚と責任をもって行動しなければなりません。そのために秩序をたもち、おたがいの幸福をねがい、常に一中の生徒として立派な校風を身につけたいと思います。よりよい一中をきずくために私達はおたがいに次の心得を守りましょう。

「中学生らしい容姿（入試に行く際の容姿）を基本とする」

（頭 髪）

男 子 眉にかからず耳にかからない程度。後は襟にかからない。

女 子 肩より長い場合は黒、紺、茶色のゴムやピンで結んだり留めたりする。

- ・ムース、ワックスなどの整髪料は不要品として扱う。
- ・染色、脱色をしない。パーマをかけない。眉をいじらない。

（服 装）

服装に関することは別に規定を定める。（P10～P11）

（登下校）

1. 社会の迷惑にならないよう交通規則を守り、安全に注意する。
2. 登校後、用事のため外出する場合は、担任の許可を得る。
3. スクールバス及び自転車通学者は別に定められた規定を守る。
4. 交通ルールを守り、8時20分の10分前には登校するように心がける。
5. 通学路を歩いて通学する。
6. 自転車通学生は、「通学規定」に基づき走行する。
7. 校地内では自転車から降り、押して移動する
8. 「交通のきまり」に反した場合は、自転車通学を停止される場合がある。
9. S B通学生は「通学規定」に基づき利用する。
10. 買い食いをしない。

(授 業)

1. 始業のチャイムが鳴る前に道具の準備をし、着席して静かに待つ。
2. 授業には主体的に臨み、分かるまで粘り強く取り組む。
3. 遅刻等で授業に途中から参加する場合は、その理由を先生に報告してから席につく。
4. 体調不良により保健室へ行く場合には、必ず教科担任に断り許可を得る。

(業 間)

1. 用事はできるだけ早くすませ、次の学習の準備をする。
2. 教室移動のときは余裕をもって移動し、消灯や戸締りを忘れない。
3. 教室や廊下、階段、多目的ホール等では走らない、危険な行為はしない。
4. 駐車場や 1 階教室付近の外では遊ばない。部活動も含む。
5. 許可なく屋上（3 F 生徒会室前）に出ない。（非常階段も緊急時以外立ち入り禁止）
6. 出入りが禁止されている教室や場所には無断で立ち入らない。
7. 他のクラス、他学年フロアに勝手に出入りしない。
8. テラスには必要な時以外は出ない。
9. 廊下の窓枠の棚の上やストーブの上の棚に腰掛けたり上がったりしない。
10. 体育館の使用割り当てを守る。
11. 土足をしない。（生徒玄関のカーペット部分も）
12. 勝手に学校敷地外に出ない。

(昼 食)

1. 4 時間目終了後、必ず手を洗って、全員で給食準備を速やかに始める。
2. 給食時間を守り座席を離れない。勝手に食べたり片付けを始めたたりしない。
3. 教室外に食べ物を持ち出さない。（給食の持ち帰りはいけない）
4. 好き嫌いしないように努め、感謝していただく。

5. 給食のないときは、弁当を用意する。

弁当時の飲み物は、牛乳か水筒に入れた水、お茶、スポーツドリンクとする。（紙パック・ペットボトルでもよいが、ゴミは持ち帰る。）

（清 掃）

1. 清掃時は、体操着に着替える。

（放課後）

1. 下校時間を守り、用事のない生徒は早く帰る。

2. 居残りを必要とする生徒は先生の許可を得る。

（生徒会・部活動）

1. 生徒会活動や部活動に積極的に参加する。

2. 計画を立てて活動し、振り返りを行う。

3. 部活動は定められた場所で、定められた時間に行う。

4. 自分の持ち物を活動場所に持参し、活動終了後は校舎内に戻らないようにする。

5. 部活動終了後はあと始末を行う。

6. 活動場所の整理整頓に努める。

7. 定期テスト 5 日前は朝・放課後の練習を停止とする。（学習整理テストは 1 日前）

8. 休日での飲み物は、水筒に入れた水、お茶、スポーツドリンクとする。（ペットボトルでもよい）

（環境美化）

1. 進んで校内の美化につとめる。

2. トイレでは、備付以外のものを使用したり、異物をすてたりしない。

（校 具）

1. 机、椅子、ロッカー、下足箱等は定められたものを使用し、傷をつけたり落書きをしたりせず大切に扱う。

2. 物品や設備を破損した場合は、ただちにその理由を担当の先生に届け出て、指示をうける。

(所持品)

1. 所持品には、学年、組、氏名をはっきりかく。
2. 所持品は常に整頓し、紛失しないように自己管理に努める。紛失した場合には担任に速やかに届け出る。
3. 納入金はできるだけ始業前に納め、やむを得ず持ってきている貴重品は担任の先生にあずける。
4. 通学カバンは、「一中スクールザック」とする。
5. スポーツバッグは、スクールザックに入りきらないものを運ぶ際使用しても良い。
6. ザック、スポーツバックの見えるところにキーホルダーやお守りを付けない。
7. 生徒証明書はカバーに入れ、原則ザックの小物入れに入れる。
8. 不要品は学校へ持ってこない。
9. 不要品とは、学習用具以外すべてをさす。ただし、薬や薬用リップクリームやハンドクリーム、日焼け止め、くし、制汗シート（無香料に限る）の持ち込みは認めるが、使用する生徒は、トイレまたはトイレそばの手洗い場で使用すること。（教室や廊下など人前に出さない。）
10. 個人で所有する携帯電話、スマホ、タブレット類の学校内持ち込みは認めない。
11. お金は電話代以外持ってこない。
12. 水筒は1年間持ち込みを可とする。指示があるとき以外、教室には持ち込まない。
13. 筆入れは入試に行く際のことを考え、シンプルなもの望ましい。キーホルダーやストラップ、他人のネームプレート等はつけない。

(図書室の利用)

1. 図書室は多くの人利用するので、周りのことを考え静かに利用する。
2. 本は丁寧に扱う。（持ち帰るときは、汚れたりしないように気をつける）
3. 図書室を利用した場合は、椅子をきちんと片付ける。また、授業等で利用した場合は消しゴムのカス等のゴミは責任をもって片付ける。

4.貸し出しのきまり

- ・貸出期間は一週間、貸出冊数は2冊（長期休業は3冊）
- ・貸出・返却は、カードに必要事項を記入し図書委員・先生にチェックをもらう。

(校外生活)

1. 地域の一員として、また一中生として常識ある行動をする。
2. 外出の際は行き先を父母に告げ、一中生として恥ずかしくない服装で出かける。
3. 遊技場に友達同士で出入りしないこと。カラオケボックス、ゲームセンター、ゲームコーナー、インターネットカフェ、ボウリング場に出入りする場合は保護者同伴であることとする。映画館は保護者同伴が望ましい。
4. 友人間での外泊はしない。（保護者同伴については可）

(その他)

1. 屋上には許可なく立ち入らない。
2. 火災報知器、非常扉、防火用機材、避難用具等に手をふれない。
3. あいさつをきちんとする。
4. 上履きを忘れた場合は、本人が家庭に連絡し届けてもらうか、職員室にいる学年の先生の許可を得て学校のスリッパを使用する。
5. スクールザック、スポーツバッグはロッカーに収納し、机・椅子にかけない。
6. 学校を欠席、もしくは遅刻するときは、8時20分までに必ず保護者に連絡をしてもらう。
8. 学校の備品や施設を破損した場合は個人の弁償となる場合がある

(諸届け)

1. 欠席、遅刻、早退、欠課

当日の8:20までに理由とともに保護者に学校に連絡してもらう。

2. 住所変更

住所の変更があったときはただちに担任に届ける。

3. 休食

病気等により連続 5 日間以上学校給食をとらないときは、保護者に担任の先生に連絡し手続きをしてもらう。

4. アルバイト

アルバイトは特に事情のある場合は新聞配達に限り学校長の許可があればできる。

5. 校外(グループ)活動

保護者の責任のもとに許可を得て、必ず学校に届け出て指導を受ける。

江刺一中服装規定

(1) 制服

○ 男子

- ・冬服 一中指定学生服、ベルトは黒、紺、茶とする。
- ・夏服 白の Y シャツ又は半そでシャツ、一中指定学生服ズボン。
- ・制服の下 白の Y シャツ、指定の T シャツか白・紺のワンポイント T シャツ。
白、黒、紺、茶、グレーのインナー、又は体育着の着用も可。
ハイネックシャツは禁止とする。

○ 女子

- ・冬服 一中指定セーラー服、スカート。
- ・夏服 一中指定長袖か半そでの白色セーラー服、スカート。
- ・制服の下 指定の T シャツか白・紺のワンポイント T シャツ。
白、黒、紺、茶、グレーのインナー、又は体育着の着用も可。
ハイネックシャツは禁止とする。
ハイネックシャツは禁止とする。

(2) 運動着

○ 夏型

- ・学年色の指定ハーフパンツ、指定 T シャツまたは白・紺のワンポイント T シャツとする。
- ・指示があるとき以外シャツはズボンから出さない。

○ 冬型

- ・学年色の指定運動着上下。
- ・氏名は左胸部とズボンの後に黒色で書く。
- ・上着のチャックは上まで完全に上げる。

(3) その他

- 靴下は白、黒、紺のソックス（ワンポイント可）とする。長さはくるぶしが完全にかくれることとする。女子は黒タイツを可とする。
- コート類、マフラー、手袋は指定しないが華美でないものとする。
- 男子のベルトは黒、紺、茶色とし、必ず着用すること。
- 靴（通学靴）は一中指定の運動靴とする。冬期間は防寒靴でもよい。かかとを踏まない。

(4) 着用に関すること

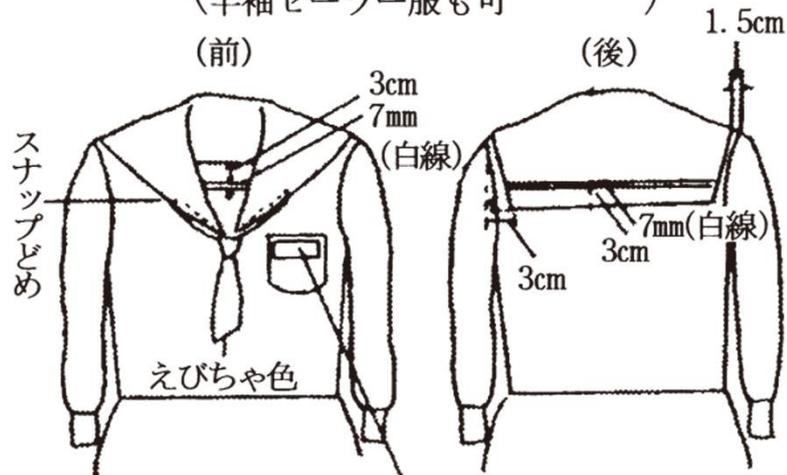
- 登校時、授業時は指示があるとき以外、原則として制服とする（3時間目まで）。
- 実技教科の前か、その1時間前の休み時間にすみやかに運動着に着替える。その後の授業等はそのまま運動着で生活する。
- 昼休みには、全員が運動着に着替える。※テスト時は制服のままとする
- 上履きは学年色の規定のものとし、かかとの部分を踏まないできちんと履く。
- 下校時は体操着（活動したときの服装）でもよい。
- 外出時、私服の場合は中学生らしく華美でない服装とする。

江刺一中制服図

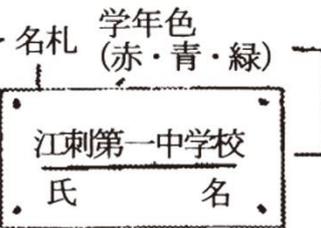
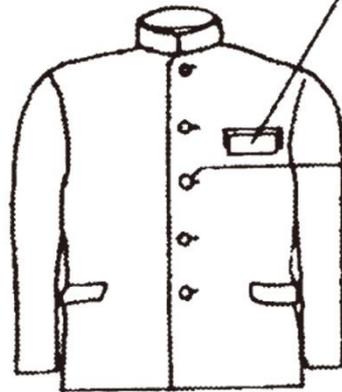
江刺一中制服図

○女子 セーラー型・濃紺地色

(夏は、みごろ、そでたけが白色)
(半袖セーラー服も可)



○男子 一中学生服・濃紺地色



男子制服ボタン



※ボタンは一中マークがついているもの

スクールバス通学者規定

※乗車（乗車待ちも含む）から降車まで、運転手さんの指示には必ず従うこと

【バス停から乗車まで】

- バスを待つときは、予定時刻の5分前には停留所に着くようにし、来た順番に並んで待つ。
- 乗車の際は運転手に大きな声で挨拶する。
- 乗車した順番に中学生は奥の座席から座る。小学生が混乗する際は、小学生は前の座席から順番に座る。※車酔い等、特別な事情がある場合はこの限りではない。
- 荷物は膝の上に抱えて座る。

【走行中】

- シートベルトを着用すること。
- 走行中に後ろを振り向いて話したり、車内移動をしたりしない。
- 気分が悪くなったときは運転手に直接伝えるか、周囲の友達に伝えて運転手に伝えてもらう。
- 車内での会話は控えめにする。
- 窓を勝手に開けたり、窓から手を出したりしない。
- 周囲に迷惑になる行動、発言をしない。
- バス内での飲食は禁止とする。
- 車内を汚さないように努める。

【降車時】

- 自分が降りるバス停が近づいたら、「降ります」と大きな声でバスの運転手に伝える。
- 降車の際は運転手に大きな声で挨拶する。
- 最後にバスを降りる人は、生徒がバスに残っていないか、またすべての座席に忘れ物がないかを確認する。あった場合は運転手に伝える。

【学校からのバス乗車について】

- バスを待つ生徒は図書室で待つ。指示があった場合は各学年で指定された教室で待つ。
- 発車時刻 5 分前にはバスに乗車し、騒がずに座席に座ったまま発車を待つ。
- 一度乗車したらバスから降りない。どうしても一度降りなければならない人は運転手に申し出て許可を得ること。

※ルールを守れない際はスクールバス使用停止になる場合がある。

自転車通学者規定

自転車で通学する生徒は、次の規定をよく守り、正しく走行する。

1. 自転車通学者は、自転車通学届を提出し、通学の許可をうけ、配布されたステッカーを必ず貼ること。
2. 走行するときは、安全のためヘルメットを着用する。
3. 通学用自転車は、ドロップハンドル、アップハンドル等の改造がない安全な自転車であること。
4. 競技用自転車は認めない。マウンテンバイクは安全面を考慮し、通学用自転車として望ましくない（ザックを背負っての前傾姿勢を考慮）。
5. 尾灯または、反射器（赤か橙）を備え、荷かごは前だけとする。
6. 自転車は常に点検し、ブレーキ等に故障のある場合は、すみやかに修理する。
7. 雨天時に乗るときは、雨具を着用し、傘差し運転はしない。
8. 二人乗りや手放し運転、並進走行や無灯火運転はしない。
9. 降雪、積雪、凍結時、指示があった時は乗らない。
10. 自転車を置く場合は、必ず鍵をかけ指定場所に整頓して置く。
※ 整備不良車の使用、ルールやマナー違反には使用停止の措置が取られる。点検後修理してから乗ること。
11. 防犯登録をすること。
12. TS マークがある自転車、保険加入が望ましい。

体育館・校庭使用心得

【体育館使用について】

1. 運動用具などはていねいに取り扱い、後始末を完全にする。
2. 用具室、放送室などには無断で出入りをしない。
3. 朝始業 10 分前と業間は使用しない。
4. ボールを蹴って遊ばない。
5. ステージ上でのボール使用は禁止とする。
6. ギャラリーには許可なく上がらない。
7. 破損があった場合は、すみやかに担当の先生に届け出る。
8. 遊具は学年で準備したものを使用し、使用後は指定された場所に保管する。
(体育科の物品、部活動用具を勝手に使用しない)
9. 体育館使用割り当てに従って使用する。5 時間目開始 5 分前の予鈴で速やかに体育館から出る。

※上記の使用ルールを守れなかった場合は、1 週間の使用禁止とする。

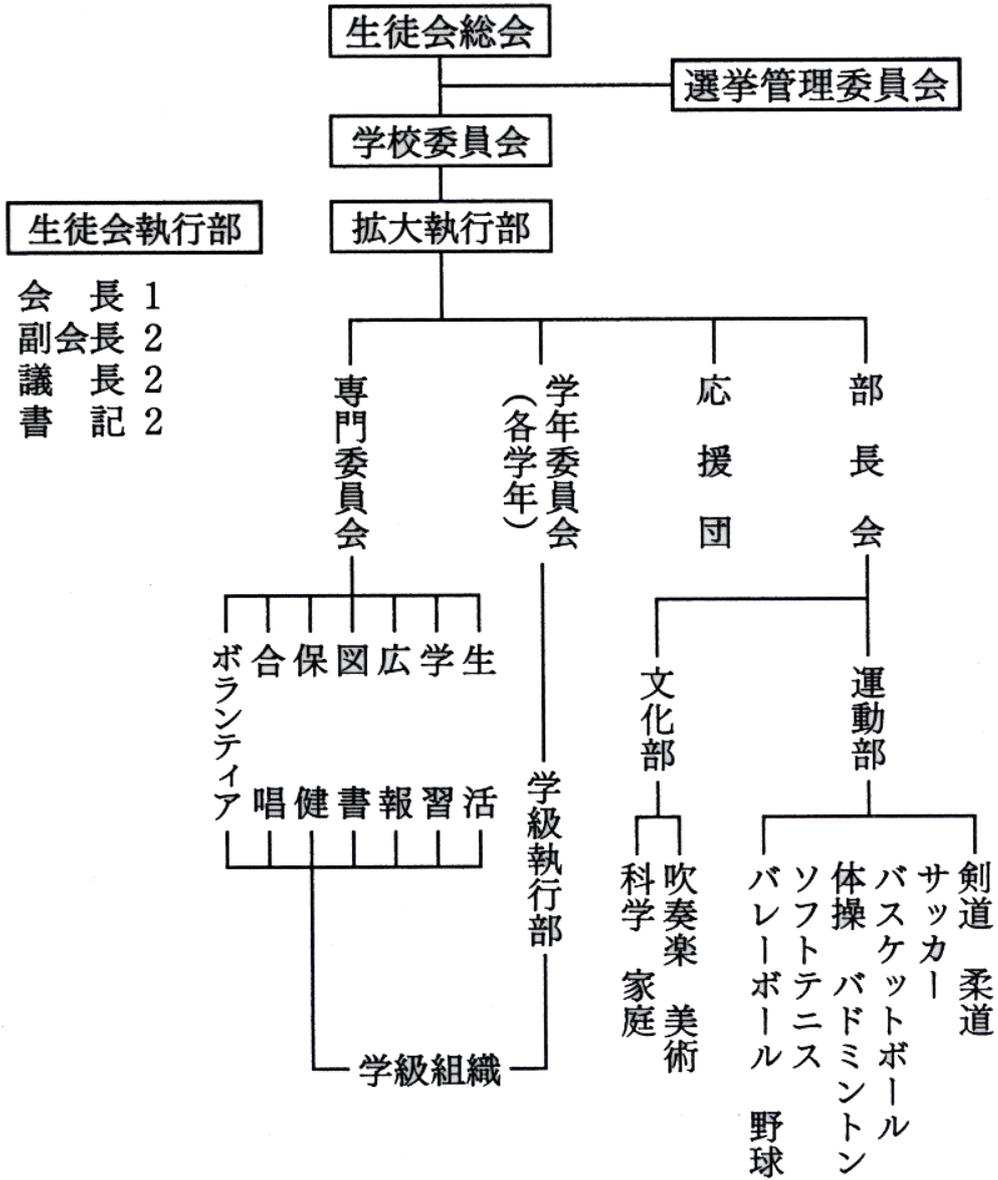
【校庭使用について】

1. 遊具は指定されたものを使用し、使用後は指定された場所に保管する。
(体育科の物品、部活動用具を勝手に使用しない。昇降口、下駄箱にボールを置かない)
2. 朝始業 10 分前と業間は使用しない。
3. グラウンドがゆるいときは使用しない。
4. 泥を昇降口に持ち込まない。
5. 周囲の状況に気を付けながらけがのないように遊ぶ。
6. けが、破損があった時は速やかに申し出る。
7. 駐車場では遊ばない

※上記の使用ルールを守れなかった場合は、1 週間の使用禁止とする。

生徒会組織機構

生徒会組織機構



生徒会規約

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、江刺第一中学校生徒会という。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、おたがいに協力して、民主的な話し合いと実行とにより私たちの学校内外の生活を向上させることを目的とする。

そのための目的は次のとおりとする。

1. 自主自立の精神をつくと共に実行する力を育てる。
2. 学校生活を民主化し、みんなが協力してよい校風をつくる。
3. 学校文化を高め、体育活動をさかんにし、心身の向上につとめる。

第 3 章 会 員

第 3 条 江刺第一中学校の全校生徒は、この会の会員となりこの会を構成する。
先生は顧問としてこの会の指導、助言にあたる。

第 4 章 組 織

第 4 条 この会の目的を成しとげるために次の機関をおく。

1. 決議機関 生徒会総会 学校委員会
2. 執行機関 生徒会執行部（拡大執行部）専門委員会 学年委員会
応援団 部長会

第 5 条 すべての会議は、その責任者によって招集される。しかし、その構成員の三分の一の要求があるときは、責任者は臨時会議を開かなければならない。

第 6 条 会議は構成員の三分の二以上の出席をもって成立し、決定は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第一節 生徒会総会

第 7 条 生徒総会は最高の決議機関であり、年 2 回開かれ次の事柄を決定する。

1. 予算、決算の承認
2. 活動計画の承認
3. 規約の改正
4. その他

第二節 学校委員会

第 8 条 学校委員会は拡大執行部と各学級の代議員 2 名をもって構成する。

第 9 条 学校委員会は生徒会総会につぐ決議機関であって次のことを決定する。

1. 各執行機関の活動計画
2. 行事の計画
3. 学級から出された問題
4. 生徒会役員の辞退の承認
5. その他

第三節 生徒会執行部

第 10 条 生徒会執行部は会長、副会長、議長、書記をもって構成し、次のことを行う。

1. 生徒会活動の企画立案
2. 生徒会総会、学校委員会等の議案書の作成、編集
3. 全校集会の司会進行

第四節 拡大執行部

第 11 条 拡大執行部は、会長、副会長、議長、書記、各専門委員長、各学年委員長、応援団長、総部長をもって構成し、次のことを行う。

1. 生徒会活動の運営
2. 生徒会総会や学校委員会へ提出する事項の討議
3. 会員によって実行される生徒会活動の責任者となる。

第五節 専門委員会

第 12 条 専門委員会は各学級の代表者で構成する。専門委員は他の委員を兼ねることができない。次の専門委員会をおく。

生活、学習、広報、図書、保健、合唱、ボランティア

第 13 条 専門委員会の委員長は全校生徒の選挙によって、副委員長は委員の互選によって選ばれ、各専門委員会は次のことを行う。

1. 生活専門委員会

- (1) 生活秩序の維持に関すること
- (2) 安全に関すること（設備使用についての管理を含む）
- (3) 会員の通学に関すること
- (4) その他

2. 学習専門委員会

- (1) 学習活動に関すること
- (2) その他

3. 広報専門委員会

- (1) 放送に関すること
- (2) 新聞発行に関すること
- (3) 掲示活動に関すること
- (4) その他

4. 図書専門委員会

- (1) 学校図書館の運営
- (2) 会員の読書指導
- (3) その他

5. 保健専門委員会

- (1) 校舎内外の清掃美化
- (2) 会員の健康に関すること
- (3) 給食に関すること
- (4) その他

6. 合唱専門委員会

- (1) 合唱活動に関すること
- (2) その他

7. ボランティア専門委員会

- (1) ボランティア活動に関すること
- (2) その他

第六節 学年委員会

第 14 条 学年委員会は各学年毎学級委員長副委員長（男女各 1 名）をもって構成する。学年委員は他の委員を兼ねることができない。学年委員長、副委員長は委員の互選によって選ばれる。

第 15 条 学年委員会は、学級間の交流を深め、学年の連帯意識向上を目的とし、次のことを行う。

1. 学年集会、その他学年に関する行事を立案し、実行する。
2. 生徒会の提案を受け、その活動の輪を広げる。
3. 兄弟学級活動の推進をはかる。

第 16 条 学年委員会企画による活動母体を各学級の学級執行部とし、学年の関係する専門委員会と連結を密にし、運営にあたる。

第七節 学級執行部

第 17 条 学級執行部は各学級の学級委員長、副学級委員長、議長、書記（代議員）によって構成され、次のことを行う。

1. 学年委員会の活動を補佐し、取り組みの協力をする。
2. 学級内の行事や学級会の司会進行を行う。
- (3. 兄弟学級集会の司会進行を行う)

第 18 条 学年委員は各学級に男女各 1 名ずつ計 2 名おかれ、学校委員会の場において、学級の代表として質問、意見などをする。

(学級委員長・副学級委員長が兼務してもよい)

第八節 応援団

第 19 条 応援団は全校生徒をもって構成し、応援団長は応援団の代表として、団員を統率する。応援団リーダーは応援団の応援活動及び応援団員の風儀等を指導する。

第 20 条 応援団リーダーは 2 学年各学級の中から 1 名（団長がいる学級は団長のほかに 1 名）必ず選出する。ただし、最低限 2 年生学級数×2 名＋応援団長 1 名の人員は確保する。また、それに加えて各学年から若干名の応援リーダーを選出することができる。応援団リーダーは他の委員を兼ねることができない。（ただし、各学級から選出されたリーダーは全校の承認を受け、学校長の認証を受け、3 年次前期まで継続して応援団に所属する）

第 21 条 応援団長は、全校生徒の選挙によって選ばれる。

第 22 条 副団長は、団員の互選によって選ばれる。

第九節 部活動

第 23 条 部集会は部毎に開いて計画や反省、部活動上の諸問題について話し合う。

第 24 条 各部は部長の互選によって、部長、副部長、書記を選出する。

第 25 条 部長会は、各部の部長によって組織する。ここで部活動上の諸問題、部延長について話し合う。

第 26 条 総部長は部長会の責任者として会の司会進行を行う。

第 5 章 役員

第 27 条 この会には次の役員をおく。

会長 1、副会長 2、議長 2、書記 2。副会長、議長、書記は 3 年生から 1 名、2 年生から 1 名、それぞれ選出する。

第 28 条 会長は生徒会を代表し、運営する。

副会長は会長を助け、会長に事故があるときはこれに代わる。

第 29 条 会計担当の副会長は生徒会の会計を行う。

第 30 条 議長は生徒会行事の進行、生徒会総会や学級委員会の議長を行う。

第 31 条 書記は記録と広報紙の作成を行う。

第 32 条 役員は他の役職を兼ねることはできない。

第 6 章 選 挙

第 33 条 本会は生徒より選出された選挙管理委員長によって、役員並びに専門委員長、応援団長、総部長の選挙に関する一切の仕事を行う。

第 34 条 生徒会役員並びに専門委員長、応援団長、総部長は別に定める選挙により、会員の直接投票により選出する。

第 35 条 対立候補がない場合は、信任投票を行う。

第 7 章 任 務 及 び 解 任

第 36 条 役員の任期は原則として、12 月から 1 ヶ年とする。ただし再任はさしつかえない。

第 37 条 役員の辞退は学級委員会の承認を受けなければいけない。

第 8 章 会 計

第 38 条 この会の経費は会員の負担とする。

第 39 条 この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付 則

1. 生徒会各機関は学校委員会の承認を得て必要な細則を定めることができる。
2. 本規約の改正は生徒会総会に提案してその承認を得なければならない。
3. 本規約は昭和 43 年 3 月 14 日から施行する。
4. 本規約の改正は昭和 46 年 3 月 6 日から施行する。
5. 本規約の改正は平成 14 年 11 月 11 日から施行する。
6. 本規約の改正は平成 20 年 12 月 8 日から施行する。
7. 本規約の改正は平成 22 年 5 月 3 日から施行する。
8. 本規約の改正は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
9. 本規約の改正は令和 3 年 4 月 28 日から施行する。
10. 本規約の改正は令和 5 年 12 月 11 日から施行する。

生徒会規約細則

生徒会選挙規定

第 1 章 総 則

第 1 条 この規定は会長、副会長、議長、書記、専門委員長、応援団長、総部長の選挙に適用する。

第 2 条 前条の役員の選挙は、毎年 10 月から 12 月に全会員の直接且つ無記名の投票によって行う。補欠選挙は、欠員の生じた都度、所定の手続きにそって行う。

第 2 章 選挙管理委員会

第 3 条 選挙を行うため、選挙管理委員会を設ける。

第 4 条 選挙管理委員会は、各クラスから推薦された委員（1 名）によって構成される。ただし役員ならびに役員候補者は選挙管理委員になることができない。

第 5 条 選挙管理委員会は、委員長、副委員長（各 1 名）をおく。委員長、副委員長は委員の互選によって選ばれる。

第 6 条 選挙管理委員は次のことを行う。

1. 選挙の公示
2. 立候補者の受付と発表
3. 投票用紙の作成及び開票
4. 当選の確認と発表
5. その他選挙管理に必要な事項

(選挙人名簿、立候補届出用紙、ポスター用紙配布、立会演説会の準備等)

第 3 章 候補者及び選挙

第 7 条 選挙に立候補する会員は選挙期日 10 日前までに所定の様式より立候補届を選挙管理委員会に提出しなければならない。

第 8 条 推薦立候補の場合は、会員 10 名以上の推薦と本人の承認を得なければならぬ。

第 9 条 候補者の責任者は候補者を補佐し、選挙活動の協力をする。

ただし責任者は、他の候補者の責任者を兼ねることができない。

第 10 条 選挙公示日現在における会員はすべて選挙権を有する。ただし選挙権の委託はできない。

第 11 条 選挙は定員 1 名のものについては単記、定員 2 名のものについては完全連記として、いずれも 1 人 1 票とする。

第 12 条 当選者は有効票の多数を得たものから順次決定をし、投票同数の場合は決戦投票を行う。

第 13 条 信任投票の場合、全校の過半数の信任票をもって当選とする。

付 則

1. この規定の改廃は学校委員会の承認を得なければならない。
2. この規定は昭和 45 年 3 月 9 日から施行する。
3. この規定の改正は平成 14 年 11 月 11 日から施行する。
4. この規定の改正は平成 20 年 12 月 8 日から施行する。
5. この規定の改正は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
6. この規定の改正は令和 3 年 4 月 28 日から施行する。

緊急避難心得

消化器具のある所及び避難経路を知っておくこと

1. 火災発生の場合

(1) 授業中の場合

- ① 先生の合図で指示させた通り行動し避難をする。
- ② 避難中は押しあったり、私語をしたりせず整然と行動する。
- ③ 校舎外で授業の時はその場より直ちに避難する。

(2) 授業以外の場合

- ① 校庭にいる生徒は、校舎に入らないで、第一避難場所（校庭）に結集し、本部の指示を待つ。
- ② 校内にいる生徒は静かに放送を待ち、その指示に従う。
- ③ 避難行動は授業中と同じとする。

(3) 付近に火災が発生した場合

- ① 直ちに火災場所から離れ、身の安全を確保する。

2. 強震の場合

- (1) パニックになって大声を出したり、走り出したりせずその場で身の安全の確保を優先する。
- (2) 自分勝手に判断せず、放送の指示を待つ。
- (3) 火を使っていた時は可能なら消す。
- (4) 校舎が倒れるおそれのある時は直ちに避難する。

3. 避難場所

第一避難場所は校庭とし、変更がある場合は指示があるのでそれに従う。

4. 避難後の行動

避難完了後はすみやかみ人数の確認をし、静かに待機する。

(報告の流れ)

学級委員長→担任→学年主任→本部